

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪 無 罪					懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員				罰 金	
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減 未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金	人 員	金 額				
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税	
		8	17	25	21	-	-	4	17	17	17	626,500			
法人税	外		X	X				X			内	7		法人税	
		20	23	43	37	-	-	6	40	41	910,900				
その他	外										内	2		その他	
		1	19	20	6	-	-	14	6	7	51,000				
合 計	外		X	X				X			内	26		合 計	
		29	59	88	64	-	-	24	63	65	1,588,400				

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
- 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
- 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	21		37		6
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	-		35		5
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	21		37		6

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			区 分				
		免 許 者		非免許者	小 計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方道路税	ほ脱犯	秩序犯	計					
		酒 類 等 製造者	酒 類 販 売 者																
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	2	2	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	1	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏		告
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		件 数
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	110	110	-	110	-	650	650	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			た ば こ 税			た ば こ 特 別 税	取 引 所 税	印 紙 税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分		
		ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計									
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏		告 発
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	本 年 度 末 処 理 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 税 額	外	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 税 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	760	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
	酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数
	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
	計	外	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履行等件数	通告不履行による告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行による告発	履行等件数
	通告後公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後公訴権消滅	
	通告履行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行	
	計	外	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本年度末履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数	
通告履行罰科金額相当額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額相当額	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			-	-	110	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	18,051	-	2	18,051	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	18,051	-	2	18,051	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第28条第1号	1	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
” 第2号	-	第17条第1項	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第2号	(外)1 -			” 第2号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第4号	-			” 第4号	-				
第31条第1項									
合計	(外)1 1	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
” 第2号	-	第15条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	” 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	” 第2号	-
				第24条	-	” 第2号	-	” 第3号	-
				第25条第1号	-	” 第3号	-		
				” 第2号	-				
				” 第3号	-				
				” 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				” 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。